

6い建第5017号
令和7年2月20日

(道路管理者)
福島県知事 内堀 雅雄

利便増進誘導区域の指定について

道路法(昭和27年法律第180号)第33条第2項第3号の規程に基づき、利便増進誘導区域を指定するので、同条第4項の規程により下記のとおり公示する。

その関係図面は、令和7年2月20日から、30日間一般の縦覧に供する。

記

- 1 利便増進誘導区域の指定日
令和7年3月24日
- 2 道路の種類及び路線名
一般国道399号
- 3 利便増進誘導区域として指定する場所(別紙参照)
 - (自) 福島県いわき市平字三町目14番地先から
 - (至) 同 県 同 市平字三町目14番地先まで (上り)
 - (自) 同 県 同 市平字三町目14番地先から
 - (至) 同 県 同 市平字三町目14番地先まで (上り)
 - (自) 同 県 同 市平字三町目25番地先から
 - (至) 同 県 同 市平字三町目25番地先まで (上り)
 - (自) 同 県 同 市平字三町目25番地先から
 - (至) 同 県 同 市平字三町目25番地先まで (上り)
 - (自) 同 県 同 市平字田町37番2地先から
 - (至) 同 県 同 市平字田町37番1地先まで (上り)
 - (自) 同 県 同 市平字田町36番4地先から
 - (至) 同 県 同 市平字田町36番1地先まで (上り)
 - (自) 同 県 同 市平字田町36番4地先から
 - (至) 同 県 同 市平字田町36番2地先まで (下り)
- 4 図面縦覧場所
福島県いわき建設事務所 企画管理部 企画調査課
(電話0246-24-6117)